

## 糖尿病、高血圧、脂質異常症で通院中の方へ | 生活習慣病管理料

～2024年6月以降「生活習慣病管理料」を算定します～

厚労省が発表した診療報酬改定により、  
糖尿病、高血圧、脂質異常症(コレステロール)のいずれかで通院している場合、  
2024年6月以降、「生活習慣病管理料」を算定します。  
「生活習慣病管理料」を算定する該当の患者さんには、医師から説明いたします。

変更点は、以下の通りです。

患者さんまたは負担割合により、窓口負担額が変わる場合もございます。

患者さんの日頃の生活習慣を確認し、必要であればアドバイスをいたします。  
生活習慣病の治療に関する療養計画書を定期的に作成します。

※初回、変更時のみ、署名（サイン）をいただく必要があります。

ご協力よろしく願いたします。

吉野クリニック